

平成24年第16回教育委員会会議録

日時：平成24年12月19日（水）

午後5時30分開会

場所：教育委員会室

出席委員

委員長	中 湖 喬
職務代理者	石 井 雅 子
委員	坪 井 守
委員	松 本 昭 彦
教育長	中 野 和 代

出席者

教育次長	中 村 光 一
教育総務担当参事（兼）	
教育総務課長（兼）香良洲事務所長	市 川 昭 子
保健・給食担当参事	
（兼）中央学校給食センター所長	永 井 嘉 久
生涯学習・津城跡整備活用推進	
担当参事（兼）生涯学習課長	市 川 雅 章
津図書館担当参事（兼）津図書館長	
（兼）津図書館図書事務長	新 堂 雅 行
学校教育課長	長 井 一 哉
学校教育課保健・給食担当副参事	丸 山 美由紀
教育研究支援課長（兼）教育研究所長	荻 原 くるみ
人権教育課長	伊 藤 浩 司
生涯学習課青少年担当副参事	
（兼）青少年センター所長	槌 谷 英 史
生涯学習課公民館事業担当副参事	
（兼）津中央公民館長	藪 内 茂
久居事務所長	高 尾 明
安濃事務所長（兼）河芸事務所長・	
芸濃事務所長・美里事務所長	竹 村 健

中湖委員長 それでは、本日の議案等、概要説明をお願いします。

教育長 本日の議案等につきまして、概要を説明します。議案第36号 津市通学区域審議会委員の委嘱替えについて、御審議をお願いします。詳細については担当課長から説明させていただきますので、宜しくお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。議案第36号、津市通学区域審議会委員の委嘱替えについて、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長 議案第36号、津市通学区域審議会委員の委嘱替えについて、説明させていただきます。本審議会の委員については、平成24年12月23日をもって全ての委員が任期満了を迎えることから津市通学区域審議会条例第3条に基づき新委員の委嘱をお願いするものです。委員の候補として提出議案資料1ページ、津市通学区域審議会委員（案）をご覧ください。委員につきましては条例により20名以内で組織となっており、前回と同じく15名の委員で組織したいと考えています。選出区分としましては条例により学識経験者、小中学校長、小中学校PTA役員からの選出となっており、小中学校長から3名、小中学校のPTA役員から3名、学識経験者として9名を選出しました。選出区分ごとの人数は、前回と同様で委嘱について14名が再任、1名が新任となっております。新任委員の内訳としましては、資料2ページの平成24年度（12月）委嘱替え委員新旧対照表をご覧ください。PTA連合会から1名の推薦を受けております。今回の委嘱替えにより、委員の構成等は特に変更はございません。資料3ページをご覧ください。津市通学区域審議会条例第4条第1項により、2年間と定められていますので、委嘱期間は平成24年12月24日から平成26年12月23日までとなります。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

坪井委員

坪井委員 そもそも論のところの質問をさせていただきたいと思うんですけども、今回の方の入れ替えの分は別として、8、9のところの学識経験者お二人おみえになると思うんですけども、実際は園長先生、教員なんですね。多

分、条例の中で、学識経験者、小中学校校長、PTA役員という括りがあるということだと思うんですが、他のところでは校長という学校の職があるんですが、園長先生と教員の方を学識経験者と括ってみえるのがちょっと1から7番の方となんとなく違うなという感じがするんですけども、このあたりはどういうふうに解釈したら良いのかなということが一点と、それから、小中学校から出されるということですが、むしろ小学校の方が数多くて中学校の方がその割合は少し低いと思うんですが、その観点からいくと、小学校の校長が1名で、中学校の校長が2名というこの比率ですね、このあたりどういうふうに解釈したら良いか、もし答えられることがあれば、教えていただきたいと思います。

中湖委員長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 学識経験者の8番、9番といったあたりなんですが、学識経験者という括りのところで申しますと、こういうふうな園長、学校の教員が入っていることについてどうかなという部分もございしますが、この、通学区域審議会委員ということで、いろいろの立場の方から御意見をいただきたいということで、小学校、中学校、それから保護者というふうにあるわけですが、小中学校へ入ってくる前の段階の幼稚園や、それから管理職という立場でなく、子どもたちに近い立場の者、そういう方々の代表の方にも御意見をいただくとまた、違った観点で御意見をいただけたらということもございまして、あえてこちらに入れさせていただいているということです。それから、小中学校長会の方に3名推薦を申し出ておりまして、女性の方も必ず入れてほしいという条件を出しましてお願いしているところで、学校の数からいきまして、小学校の方が多いということで、今後、小学校の校長先生の数、中学校の校長先生の数を考えていきたいと思います。

坪井委員 ということで、私は良いと思うんですが、条例のところをまた第3条で、審議会は、委員20名以内で等々書いてあって、委員は、次に掲げる者の内から、教育委員会がというところで、例えば学識経験のある者、ここは幼稚園の代表とかいうふうに入れるとか、それから、小学校長とは関わらずに、小学校及び中学校の代表者とか、そういう括りで言えば、もう少し幅広い人たちから無理なく推薦できるんじゃないかなと思います。つまり、この辺の条例の内容を少し変える検討されてみられたらどうかということの一つ提案したいと思います。

学校教育課長 御意見を参考にして、検討させていただきたいと思います。

中湖委員長 他に御質問はありませんか。

坪井委員

坪井委員 それから、この津市通学区域審議会は、直近ではどんな内容で審議されているんですか。

学校教育課長 小中学校の通学区域について、教育委員会の諮問に応じて審議していただくのが審議会ということなのですが、最近では、通学区域の弾力化という言葉があるんですが、通学区域は決まっていますが、様々な事情で隣の学校に行った方が良いという場合があったり、指定校の変更の制度について審議をしていただいているというところもあったりしましたが、直近は一つの小学校から二つの中学校へ進学するという校区が津市内にいくつかあります。やはり、一つの小学校からの児童が半分に分かれて、違う学校へ行くというのは、あまり望ましくない状況ということで、なんとか一つでまとまって行けないかなということを審議していただいておりますが、なかなか歴史的な経緯もあったり、地域の方々がこの地域の子はどこどこへ違うところへいくんだという前提のもとにいろいろ生活してみえるところもありまして、変更はなかなか難しいなという審議をいただいております。

坪井委員 年に何回ぐらいしていますか。

学校教育課長 その年によりまして違うんですが、年に3回、4回とした年もありますし、1回の年、していない年もあります。

中湖委員長 よろしいですか。他に、御質問等ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

中湖委員長 それでは、ご異議なきようですので、議案第36号、津市通学区域審議会委員の委嘱替えについて、原案どおり承認します。